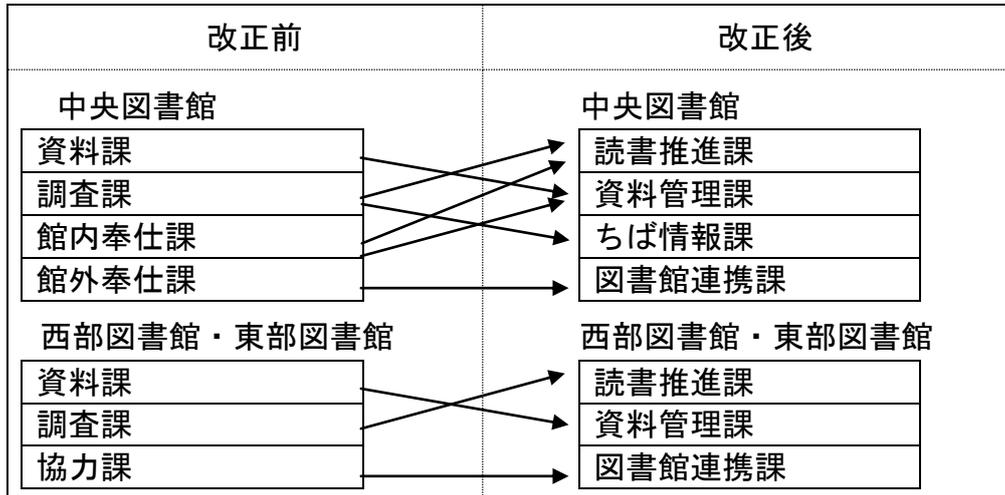


千葉県立図書館の組織名称の一部改正について

千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館及び千葉県立東部図書館では、千葉県の読書活動を積極的に推進していく体制を構築するために、平成25年4月1日から下記のとおり組織の一部改正を行いました。

記

1 改正内容



2 業務概要

(1) 中央図書館

- 庶務課 (庶務、服務、財務、管理、文書)
- 読書推進課 (読書活動推進、参考調査、児童サービス、障害者サービス)
- 資料管理課 (資料の収集、受入、整理、保管、電算)
- ちば情報課 (千葉県関係資料・情報、新聞雑誌)
- 図書館連携課 (相互協力、図書館運営相談、未設置市町村支援)

(2) 西部図書館

- 庶務課 (庶務、服務、財務、管理、文書)
- 読書推進課 (読書活動推進、参考調査、障害者サービス)
- 資料管理課 (資料の収集、受入、整理、保管、電算)
- 図書館連携課 (相互協力、図書館運営相談)

(3) 東部図書館

- 庶務課 (庶務、服務、財務、管理、文書)
- 読書推進課 (読書活動推進、参考調査、障害者サービス)
- 資料管理課 (資料の収集、受入、整理、保管、電算)
- 図書館連携課 (相互協力、図書館運営相談、未設置市町村支援)